

3点目ですが、24ページの「女性と年金」の問題、特に〈年金分割案〉のところで、年金分割案が個人単位化に向けての制度だという意見があります。確かに年金の受給権は年金分割案では個人単位になると思います。ただ、これは賃金を夫婦共同で得たものとみなすという世帯単位を前提にした考え方ではないかという感じがします。ただ、これは別に修文してほしいという意見ではなくて、そういう点に気がつける必要があるということです。それから、年金分割案についての問題点に1点付け加えてほしいのは、離婚しない多数の夫婦にとって年金を分割する必要はあまりないのではないかと、ということです。要するに大多数の夫婦にとって年金分割というような大なたを振るう必要が本当にあるのかどうか、そういう点を書いていただきたい。

先ほどから述べられている意見に対し、異論とか反論とか批判がたくさんあるのですが、一点だけ気になった点を言います。保険料未納者とか未加入者に対して、運転免許証とかパスポートを交付しないという意見がありました。法令違反者には、刑罰を科すとか、強制徴収するとか、あるいは会社名を公表するとか、いろんなペナルティーがあります。しかし、違反の内容と程度に応じたペナルティー、要するにペナルティーと違反の態様との間にはバランスが必要です。例えば保険料を未納したからといって懲役にするということはバランスを失っているわけです。年金制度の保険料未納、未加入に対し、国民生活にとって非常に重要な運転免許証を交付しないという、全く関係ないことを、この意見書に書くことは、年金部会の見識が問われると思います。したがって、そういう意見は採用しないでいただきたい。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。

○ 神代部会長代理

1つだけですが、10ページで、小島委員の御意見を取り入れた部分の記述なのですが、「将来にわたり現在の給付水準を維持すべきとの意見があった」という意見の中身は、いわゆる平均的な所得代替率でおっしゃっていると思います。ただ、世の中の報道は、いつも「給付水準の切下げ」という表現を注釈なしで使うものですから、普通の市民は金額が下がることだと思ってしまいます。ですからこの御意見が、今のように平均的な所得代替率で見た給付水準のことを言っているのだということがはっきりわかるように文章を直していただいた方がいいと思うのです。

○ 宮島部会長

要するに、その場合、数字が何を意味しているかということですね。

○ 神代部会長代理

はい。

○ 宮島部会長

わかりました。どうぞ、ほかに、山崎委員。

○ 山崎委員

部会長ができるだけ意見を反映させたいとおっしゃっているのですが、小島委員が最初おっしゃった、2ページの冒頭の「いくつかの課題が残された」ということで、第1の保険料凍結解除、第2の基礎年金の国庫負担割合の引上げ、これを順序を入れ替えてほしいという御意見だったのですが、私は、今回の改正では

制度体系をめぐっていろいろな意見はあるけれども、基本的に社会保険という方式で、しかも2階建てを前提に可能な限りの見直しを行うという方向だと思います。そうすると社会保険という仕組みを前提にしますと、やはり財源は保険料が主財源でありますから、やはり保険料の凍結解除というのが1番だろうと思います。国庫負担は補足的な財源という位置付けですから2番目になるのだろうと思います。

それから、矢野委員がお話になりました「老後の所得保障の支柱としての年金」という、その「支柱」ということについて、基礎的な部分を保障するというふうな表現に切り換えたかどうかという御意見だったのですが、基礎的な部分といいますと、どうも基礎年金の水準にということになりまして、2階は廃止するか、大幅に縮小するということにならざるを得ないのではないかと思います。それは保険料水準を現行水準からあまり上げないという御提案とも一致するわけでございまして、かえって基礎的な部分という表現をとることによって、今の2階建ての体系を崩すということになってしまうので、やはり私は現行の基本的な体系を維持することを前提に改革するというのであれば、「支柱」だというふうに思います。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。矢野さんは「基本」とおっしゃったのですか。私も聞いていて、「基礎」だったか「基本」だか。

○ 矢野委員

「基本」です。

○ 宮島部会長

あまり言語の解釈でどうこうということはありませんけれども、確かに今のように、企業年金なり、私的年金なりを基本とすると言い換えたときにどういうことになるのかを考えますと、その辺の表現は気をつける必要があると思います。どのようにその意味を考えるかという点で言えば、強制加入の公的な年金制度が主なものになるのだろうというのが私の認識でありますけれども、ただ、その中でレベルの問題ですとか負担の問題をどう考えるか。そして、それに応じて、今回上限を固定するという話の中で、所得代替率で見ると給付水準が下がることになれば、それに対して当然対応としての企業年金ですとか個人年金、あるいはもっと私的な貯蓄なども含めたいいわゆる自助努力というものが必要になっていくだろうというようなことは言外には恐らく出てくることだろうと思いますから、言葉の点は、あまりこだわられますと、そこで行き詰まってしまう可能性がありますので、少しその辺はもちろん検討させていただきますけれども、表現にこだわる必要はないだろうと思います。

○ 矢野委員

先ほど若杉委員がおっしゃった最初のところに、企業年金や個人年金の自助・共助と言われている部分を入れたらどうかという御意見にもつながるわけで、私も賛成です。公的年金だけをとらえて老後の人生設計をするのではなくて、やはり自助・共助の部分も考えていくことによって、初めて持続性のある年金制度もできるのではないかという考え方になるわけです。ですから割合、言葉だけの問題ではなくて、大事な課題を含んだ表現のつもりで申し上げております。基礎的な部分というと基礎年金と混同されますので、それで「基本的な部分」と申し上げた次第です。御検討いただきたいと思います。

○ 大山委員

〈積立金〉のところですが、特に16ページのところで、文章的にその後の後段との考え方で素直に読めないところがあります。一番簡単な修正をするということになれば、16ページの、「早期に年金積立金を取り崩して、当面の保険料の抑制に充てるべきであるという意見がある」という文章については、その後の文章に続けて「高齢化のピークやその後における……一定程度の積立金が必要であるが、様々な面から現在の巨額の積立金について活用されることが指摘されていた」という文章に修正すると良いのではないかと思います。

保険料固定方式には私は反対ですが、年金部会の意見として、将来にわたって保険料が最終的にどの程度になるかということ、私はきちんと国民に約束すべきだと思っています。

また、給付の水準についても、どういう状況になっても、これだけの水準は確保しますということをきちんと約束すべきだと思っています。そのために、積立金をどのように活用すべきか。当然今全部使って、当面の保険料が大幅に引き上がるのを防ぐという意見もあったでしょうけれども、基本的には給付と負担の関係につきまして、バランスとっていくために、積立金の保有額について1年程度の給付費に相当する額で何とかするのはないかと、そういう試算も可能なのではないかとということで発言をしてきたつもりでありますので、その部分についてはもう少し、その後の後段の部分とつじつまが合うように文章を整理していただきたいというふうに思います。

○ 宮島部会長

わかりました。恒久的に均衡を図る方法とするか、アメリカのように長期的な均衡を図り、定期的に見直す方法とするか、という議論がある中で、〈積立金〉の部分が具体的に何を意味しているのか、ややわかりにくいこともあると思いますけれども、その意味で補足をする必要があるかもしれません。翁委員どうぞ。

○ 翁委員

いくつかあるのですが、まず5ページですが、先程矢野委員や若杉委員がおっしゃったこととも関わるのですが、私は確定拠出型年金とかそういったことの位置付けを本来はもう少し負担と給付の水準を考える際に議論してしかるべきだったのではないかと印象を持っていて、それをここで書くべきかどうかはまたお任せしたいと思うのですが、例えば5ページの「医療、福祉、税制」というところの「税制」に関しては、確定拠出型年金のことが1つ大きなポイントになり、これをどう考えるかによって給付と負担の水準に関する議論に影響を与えるはずですので、この部分に書いておいていただきたいというような気がしています。

それから7ページに関しましては、先程矢野委員がおっしゃったことと関連しますが、「以上のように」以下のところで、これからの制度体系の選択については、例えば納税者番号制等税制も関わってくる話でございまして、しっかりとどういう形でこれから議論していくのが道筋として書かれるような書きぶりにしていただきたいと思っております。

それから、8ページの「世代別の給付と負担の比率の違い」について、背景と留意事項という形で書いていただければと思います。私の理解では、その比率を見るとき、部会としての考え方というよりは、むしろこの数字を見るとき背景と留意事項についてきちんと述べておきたいという書き方であるかなというように思います。その上で、9ページにおいて、本部会としては、こういった歴史の結果とか背景を十分踏まえた上で、これをどのように活用していくのかということではないかと思います。先程御指摘があったよう

に、この数字自体はあくまでもいろいろな留意をした上で参考指標として積極的に活用していくことを考えていいと思います。例えば、後ほど申し上げますけれども、将来見通し平均化法や実績準拠法を議論するときには活用できるものでもあると思います。そういった書き方を工夫できたらなと思っております。

それから、12ページのところで、これもさっきどなたかがおっしゃったのですけれども、将来見通し平均化法と実績準拠法というのは必ずしもまだ厳密にどちらがいいという結論は出ていなくて、例えば高齢化などの伸び率を加味した早期の調整方法とした場合に、この実績準拠法と将来見通し平均化法というのはどういう違いが出てくるのかということについてはまだ結論が出ていないわけですから、あまり早めにこの部会として結論を出してしまうというのはどうなのかという印象を持ちました。

それから、16ページの、積立金のところで、別の側面からの意見として申し述べたいのですが、積立金の規模については年金だけの世界でなくて金融市場の世界から見ると、やはり金融市場に与えるインパクト等も考えて、十分かつ多角的な検討が必要である、そういった側面も見ておく必要があるということ付記しておいた方がいいのではないかと思います。

それから、「女性と年金」というところについては、先程御意見が出ていましたけど、やはり遺族年金とか離婚時の問題ということとうまく整合性を持たせて、3号問題の上に全体をどう整合的に議論していくのかということがあった方がいいと私も思いますので、意見として述べさせていただきます。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。近藤委員どうぞ。

○ 近藤委員

「少子高齢化」という言葉があちこちに出てくるのですけれども、1カ所だけちょっと表現を直してもらいたいと思います。9ページの「○」2番目で、「しかしながら、これまでの歴史の結果として世代間の違いとは別に、将来に向けて少子高齢化が更に進んでいく中」というところで、高齢者も痛みを分かち合うということがありますので、少子化と高齢化という言葉に分けた方がいいのではないのでしょうか。「少子化が進行し、更に加えて平均余命の伸びが予想される中であって」というように、お年寄りの平均余命はどんどん伸びていくし、これも少しお互いに分かち合った方がいいのではないかとことにつなげた方が、いいのではないかと感じました。

あと、高齢化と少子化についてもいろいろな対策はするのですが、高齢者に働いてもらうということが非常に少ないです。これは、今まで議論をしてなかったわけではないので、何か記述があった方がいいかというような気がします。

○ 宮島部会長

今井委員と岡本委員、もしよろしければ、あえて求めるわけではありませんけれども、どうぞ。

○ 岡本委員

随分御努力しておまとめいただきましてありがとうございました。1点だけ、それでは、せっかく時間いただきましたので申し上げますが、前回申し上げましたように、意見なのかコンセンサスなのかという視点で1点ございます。私はコンセンサスという方向でまとめてもらう方がいいのではないかとと思うところがありますので申し上げますと、10ページですが、「なお、保険料負担については、企業活力の維持や経済活性

化のため安易に引き上げるべきでないとの意見があった」という記述があります。確かに、全員が申し上げたわけではありませんが、2ページにも総論として、「年金制度は経済活動によって支えられている」「経済の回復、活性化が不可欠であり……その努力を続けていくべきである」と明確に書いていただいていますし、かつ、保険料というのは、年金の保険であれ、健康保険の保険料であれ、介護保険であれ、社会の構造的な保険制度の中での硬直的決められた構造的なコストでありますので、事業なり経済の環境の変化に対応できない非常に硬直的な社会的コストであるということでもありますので、保険料負担については、あるいは保険料の引上げについては、企業活力の維持や経済活性化の視点から十分検討をされなければならないとか、慎重に検討されなければならないというようなことでは、おそらく全員が認識しておられるのではないかと思います。意見かコンセンサスかという視点から申し上げると、意見があったというよりも、全般的なコンセンサスというような方向で修文ができれば、御検討いただきたいと思いますが、最終的にはお任せいたします。

○ 宮島部会長

テークノートしておきますので、多分こういう話は、この給付との関わり合いから無関係にできる話ではないということもありますので、その辺の書きぶりは、先ほど御注意がありましたように、少し考えさせていただきたいと思います。今井委員。

○ 今井委員

感想になるのですけれども、最初に2ページのところに、「さらに、平成14年度の新人口推計によると、少子高齢化は一層進行する」という記述があります。確かにそういうことなのですけど、では、12年改正のとき、何故これがわからなかったのかというのがあります。12年改正でこういうことを把握されていたかと思うので、もう少し具体的な取組をしてほしかったというのが感想です。

あと、課題が3つ残されているところの3番の「女性と年金」ですけれども、結局例えば遺族年金にしても、女性の貢献が実するという意味では、本人の老齢厚生年金の全額受給を基本としたということでは、確かにそういう表現では貢献が実っているのですけれども、結局あまり変わらないのではないかとということですごく不満でありまして、先ほど山口委員がおっしゃったように、「何らかの方向性」という、曖昧な表現でまたがっかりしました。ですからできれば、井手委員のおっしゃったようなわかりやすい表現で、もう少し「女性と年金」に関しては表現してほしいということをお願いしたいと思います。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。まだ、若干時間がございますが、若杉委員どうぞ。

○ 若杉委員

33ページのポイント制のところなのですけれども、年金に関する情報を個人に伝えるということは非常に大事なことで、それはぜひさらに充実していただきたいわけですが、ポイント制もそういう意味で、ここに書いてあるように、簡単な数字でもって自分の状態がわかるようになれば、非常にそれはそれでいいと思うのですけれども、現在の日本の複雑な公的年金制度を考えるとポイントだけではとても表し切れないと思います。むしろこのポイントがあることによって誤解を招くという面もあると思いますので、ここにも「実施上の留意点とともに」とありますけれども、導入するような方向で書かれていますけれども、私は特に慎重であってほしいと思いますので、あえて言わせていただきたいと思います。

趣旨は賛成なのですが、現実の問題として、日本の公的年金制度の下では、ポイントぐらいではとても表せないとなると、かえってみんなの不信を招くのではないかということです。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。実施上の問題については、いくつかそういう留意すべき事項について指摘があったと思いますので、今の点について、事務局としては何かありますか。ポイント制度はとても難しいというお話がありましたけれども。

○ 木倉年金課長

この前も若杉先生から指摘のメモもいただいております。実施上で本当に経過措置や大きな変動があったときの対応も含めて基本的なポイントだけで確かに表現しきれるのか、それも基本的な部分を押さえながらも付随的な情報をどうきちんと出していくか、正確さとの兼ね合いということはより実務上の問題を詰めながら検討させていただきたいと思います。

○ 宮島部会長

ほかに少し補足される方いらっしゃいましたら、どうぞ。

それでは、本日、全体につきまして、委員の方からいろいろ濃淡ございましたけれども、全体にわたりまして語句の問題から考え方の問題からいくつか議論が出てまいりました。初めから申しましたように、この部会は従来のような一本化して答申をするというようなタイプでは必ずしもございませんで、ここで行われた議論の中の、集約できるものを集約しつつ、意見が分かれたものについては意見が分かれたと、率直にそれを述べざるを得ないということあって、「はじめに」にありますように、これの実現を直接求めるというよりは、これを踏まえて政府が政策立案に当たってほしいという希望になりますので、その意味では多くの方の御意見はいろいろな形で触れておく必要があるだろうと思っております。もともと年金制度は考え方にいくつかの違いがありますから、そういう点は、当初から覚悟していたことであります。

それで、今日いただいた御意見の中で、そういう意見を仮にこの中に取り入れた場合には、それに付随して、さらに書き込むような必要性が出てくるということがいくつか出て来ることが予想されまして、そうしますと少し長くなってしまふことは避けられないと私は思っております。そのかわり、初めの基本的な考え方とか、体系のあたりに、これからの意見書の中で検討されてきた、特に平成12年の年金制度改正とは異なるいくつかの新しい論点を明確に出しておくつもりです。つまり、いくつかの基本的な体系の考え方の意見、ただし、その意見が一致はできなかったという記述を盛り込むということです。したがって、16年の年金改正においては、現行の制度は基本的に維持するけれども、しかし、その中で従来とは違う新しい様々な考え方をとることによって、冒頭述べたような持続性であるとか信頼性であるとか、女性の年金の問題等に、とにかく何らかの道を開く努力をこの年金部会として行うために議論を行ってきたという、今回の意見書の特徴のようなものは少し冒頭にきちんと書いておかないと、二十回以上も議論してきたけれども、結局意見が分かれたということでは、単に研究してきたということになってしまいます。そういうことではないのだということきちんと触れておきたいと私は思っております。

あと、もちろん各委員の意見を伺っております、特に「女性と年金」のあたりは、第3号、遺族年金に併せて共通の見方を記述すべきということは、私もそうだと思っております。

ただ、今日御意見がなかったですが、マクロ経済スライドのところ、この適用に対する特例期間の話が

全く出てこないの、それはちょっと誤解を招くから入れるようにということはあらかじめ言っております。

それから、語句の上でも、私も気がついた点ありますけれども、直接事務局の方に伝えるつもりでおります。

そういう形で、今日委員からいただきました意見を踏まえて、この後、また私と部会長代理とで、少しそういう点を見ながら事務局に再度の修正をお願いすることになると思います。

○ 神代部会長代理

その最終的なまとめに多少協力をしなければいけないということなので、先ほど矢野委員や若杉委員から出されたパートタイマーの問題で、これは私はあまりこの審議会の場で議論していないのだからと思うのですが、私が責任者としてまとめた雇用と年金に関する研究会の報告書は、実際は2年ぐらい前に取りまとめましたが、ご承知のように、その後の2年間程でもものすごく非正規雇用の比重が増えているわけです。単純にタイムトレンドで伸ばす方法がいいかどうかは非常に問題がもちろんあるのですが、この数年間の趨勢がものすごく強くて、特に女性の場合、既に過半数が非正規雇用になっているわけですが、このままいくと、2025年ぐらいで7割近くになってしまう勢いがあります。短時間労働者とか所得の低いパートタイマー等への年金権の拡大ということを考えるときには、先ほどいろいろ若杉委員や矢野委員から御指摘のあった見方も必要だと思いますが、同時に、このままいくと終身雇用がどんどん崩れていって、その枠の外の非正規雇用の部分が増えてくる趨勢は国際経済的な環境からいっても否定できないという観点も入れておかなければいけないと思います。

○ 若杉委員

所得のある人はみんな年金制度に入るべきだと思います。そういう意味で加入者の範囲を広げるということとは賛成なのですが、それを「支え手を増やす」と表現することは適切ではないのではないかとということをお願いしております。

○ 宮島部会長

何かありますか。どうぞ、小島委員。

○ 小島委員

先ほど部会長がおっしゃられましたけれども、マクロ経済スライドという新しい考え方、については、私の立場としては反対ですけれども、一応これまでの議論の中では、これはあくまでも特例期間だということと年金財政の安定化の見通しが立てば、そこでやめるという議論がありました。ぜひそこも含めて、このマクロ経済スライドというのは、そういう考えだということを入れる方がいいだろうと思います。

○ 宮島部会長

ほかに何かございますか。今、神代部会長代理からお話がありましたように、今回のいろいろな議論を行う上では、足下の日本の経済なり、雇用情勢なり、賃金なり、家族状況なりというもの2050年というわけには一足飛びにはいきませんがこれから20年、30年、一体どういうふうになるのか、日本経済は変わっていくのか、家族、日本の労働生産性はどのように変化するのか労働分配率がどうなるのかなど、今のところ我々が確実に見えるのは足下です。5年、10年、場合によっては20年、30年先を見るということになりますと、それは客観的にそうなるということよりは、こういう社会が望ましいという書き方にしかなり得ないという面があります。将来こういう方向で日本の経済社会が動いていく中で、こういう年金制度がそういった経済社会に

対して一番適しているのだという議論はできますが、それをそこまでは一足飛びには行けないとすれば、足下から、それに対して、少なくとも逆行しない、あるいは矛盾しないような方向性をどのように出すのかということが一番難しいところではあるとは思っております。確かに経済、家族の問題もそうですし、従来は晩婚とか非婚とかというのが原因だったのが、結婚しても出生率が減少したという新しい問題が出てきている状況の中で、我々がこれから日本の経済社会の在り方としてどういうものが望ましいと考えるかという考え方を出しながら、現在の日本の経済社会が置かれている状況で、そこに向かってどういう踏み出し方を年金制度としてしていくのか、そのあたりをわかっていただくような形の意見書にしなければいけないだろうと思っております。

それから、どうしてもこういう意見書は、皆さんもそう感じていると思いますけれども、かなり専門的な用語が説明抜きで使われることもあります。それはそれで政府部内の資料としてはいいかもしれませんが、やはり公にされるということを考えると、当然社会から厳しい見方が出てくることがありますので、そういう言葉使いなどについては、私はどちらかというと苦手ですけれども、少しいろいろな人に協力いただいて、わかりやすいような形に修正していくことも考えております。もちろんお一人お一人の意見をそれこそ過不足なく全部書き込んだら、要するに意見書を単に束ねればいいというだけの話になってしまいますから、そういうことではなくて、やはり意見書として取りまとめるということについては、これから特にいろんな外の世界の動きなども考えますと、私は次回で取りまとめを終えたいと思っております。その間、私と部会長代理の方で今日の意見を整理しながら、事務局にもう一度再度相談すると同時に、それについて、皆さんにもなるべく速やかに早い段階にまた見ていただくということを通じまして、少しぎりぎりの忙しいタイミングにはなりませんが、今後の方針にぜひ御協力いただきたいと思っております。

それでは、次回もう一度、これについて全体で御議論いただきます。できれば、今申しましたようなスケジュールで進めていきたいと思っておりますので、それに当たりまして、本日いろいろ御意見いただきましたが、なお、御意見があれば、あるいは先ほど矢野委員からメモとして出されるということがございますけれども、今申しましたように急いで我々が見て、そして修正を加えまた皆さんにフィードバックする必要があるがございますので、大変忙しいと思っておりますけれども、明日中に御意見をいただければと考えております。

あと、何か事務局から説明することはございますでしょうか。

○ 高橋総務課長

次回の日程でございますけれども、今回は9月12日（金曜日）10時から、この場所で開催いたします。

本日、お食事を用意してありますので、なお、しばらくお席の方でお待ちください。

○ 宮島部会長

それでは、どうもありがとうございました。